

1. 国民健康保険条例の改正について

(1) 出産育児一時金の見直しについて

健康保険法施行令の一部改正に伴い、北栄町国民健康保険条例を改正する。

【内容】

出産育児一時金の支給額（35万円）を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、暫定措置として4万円引き上げ、39万円とするもの。

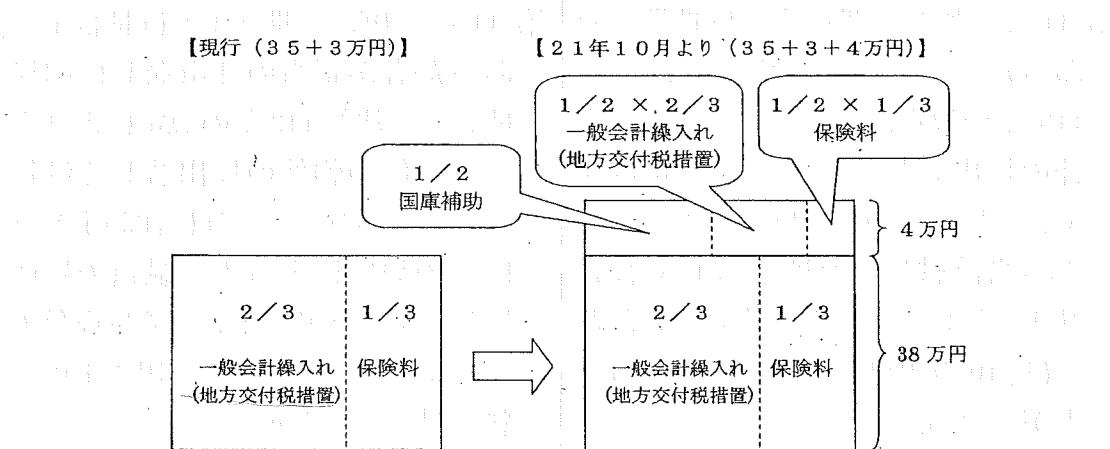
【趣旨】

この出産育児一時金の金額の改正は、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、緊急の少子化対策として、平成22年度末までの間、その額を4万円引き上げる。

（産科医療保障制度加入分娩機関において出産した場合の原則3万円の加算と合わせて42万円とする。）

なお、今回の引き上げは、平成22年度末までの暫定措置として行うものであり、その間に妊婦の負担軽減を図るために出産に係る保険給付やその費用負担のあり方について検討を行うこととされている。

【財源】



(2) 出産育児一時金の直接支払制度の導入

緊急の少子化対策の一環として、上記の引き上げに併せて、出産育児一時金の直接支払制度が導入されます。

（本人が利用を希望しない場合は、従来の方法で支給申請を行う）

北栄町条例第 号

北栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例

北栄町国民健康保険条例（平成 17 年北栄町条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第 10 条 町は、世帯主が <u>法第 9 条第 1 項</u> 若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科することができる。	(罰則) 第 10 条 町は、世帯主が <u>国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 1 項</u> 若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科することができる。
第 11 条 町は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに <u>法第 113 条</u> の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科することができる。	第 11 条 町は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに <u>国民健康保険法第 113 条</u> の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科することができる。
附 則 1～4 略 (平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)	附 則 1～4 略

5 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

出産育児一時金 医療機関等への直接支払制度の事務フロー概要(案)

